申告についての注意事項

１．申告していただく方

個人や法人で事業（農業、漁業、商工業等）を営み、その事業のために使用することができる償却資産（構築物、機械、船舶、車輌、器具、備品等）を所有している方です。

２．償却資産の異動申告

前年度申告されている方（個人・法人）は令和 6 年中に取得した資産及び減収した資産（増減資産）について、それぞれ明細を申告して下さい。なお、増加・減少のない場合は、「18.備考欄に**増減なし**と記入」のうえ、申告して下さい。

※前年度申告している方には、価格等が入力された申告書も同封しています。増減の無い場合は、その申告書を使って提出いただいてもかまいません。（所有資産が多い一部の方は同封されていない場合があります。ご了承ください）

３．新規申告

新規事業や規模拡張等（事業を営み償却資産を所有していたが、これまでに償却資産の申告をされてない方も含む）で新たに償却資産を所有することになった方は、所有されているすべての償却資産について申告して下さい。なお、該当資産がない場合もその旨申告書「18.備考欄に**資産なし**と記入」のうえ、申告して下さい。

４．事業の用に供することができる資産とは

「事業の用に供することができる資産」とは、現在事業の用に供しているものはもとより、一時的に活動を停止し、遊休、未稼動の状態にある資産も含まれます。

５．取得価額とは

取得価額とは、償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産をその用途に供するために、直接要した費用の額を含む）をいいます。

６．事業所の解散、変更等があった場合の記載

事業所の解散、廃業、社名変更、住所変更等をされた場合、「申告書の 18.備考欄」に記入して下さい。

７．課税標準の特例を受ける償却資産について

地方税法第 349 条の 3 に規定する課税標準の特例を受ける償却資産は、摘要欄に「第 349 条の 3 第〇〇項」と記入し、当該資産であることの関係資料を添付して下さい。また、新規で法附則第 15 条に規定する課税標準の特例を受ける償却資産は、別途申請していただく書類がありますので税務課資産税グループまでご連絡ください。

８．移動性償却資産について

移動性償却資産は、地方税法第 342 条第 2 項の規定に基づき、主たる定けい場又は定置場の所在が臼杵市の場合は、臼杵市に申告して下さい。

９．増加した資産について

前年中に増加した資産については、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」に記入して下さい。

１０．減少した資産について

前年中に減少した資産については、「種類別明細書（減少資産用）」に記入して下さい。

抹消コードについては、令和 6 年度償却資産種類別明細書に記載されている資産コードを記入して下さい。

１１．申告書の提出について

申告書は、2 部複写になっていますので 1 部提出、1 部控えとして下さい。

なお、申告書を郵送される方で、控えに受付印を必要とされる方は、必ず返信用の封筒及び切手を同封して下さい。

申告書は臼杵市ホームページからもダウンロードできます。

１２．自社の電算処理で申告される方

申告書は、令和 7 年 1 月 1 日現在の取得価額、評価額、決定価格、課税標準額を出力されたものとし、全資産の申告をして下さい。

償却資産の種類ごとの分類

種　類 コード	資産の 種　類	例　　示
1	構築物	構内舗装（駐車場の舗装も含む）、門、塀、広告塔、庭園、屋外給配水管、屋外排水溝、独立煙突、橋、緑化施設など
	建物附 属設備	受変電設備、予備電源設備、貸借人による内装・内部造作など
2	機械及び 装　置	工作機械・木工機械・印刷機械・食品加工製造機械・土木建設機械、発変電設備、機械式立体駐車場、太陽光発電設備（※）など
3	船　舶	はしけ、ボート、漁船、遊覧船、帆船、貨物船など
4	航空機	飛行機・ヘリコプター・グライダーなど
5	車両及び 運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両）など
6	工具・器 具 及び備品	パソコン、応接セット、陳列ケース、ルームエアコン、厨房用品、電子計算機、複写機、放送機器、電話機器、看板・ネオンサイン、コンテナー、理容及び美容機器、医療機器、遊戯器具、自動販売機など

※太陽光発電設備については、別紙「太陽光発電設備の申告について」をご覧ください。

【申告が不要なもの】

1．自動車税・軽自動車税が課されている自動車、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車
2．生物（ただし、観賞用・興業用及びこれらに準ずる用に供するものは申告の対象になります。）
3．無形固定資産（鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェアなど）
4．書画骨董（ただし、複製のようなもので、単に装飾的目的のみ使用されるものは申告の対象になります）
5．劣化資産（冷媒・触媒・熱媒など）
6．繰延資産（創立費、開業費、開発費など）
7．棚卸資産（ただし、事業の用に供することができ、本来は減価償却資産として経理されるべきものについては、棚卸資産ではなく償却資産に該当します。）
8．電話加入権

償却資産の課税については免税点があり、全資産を合計した課税標準額（原則として定率法による減価償却後の帳簿価額）が 150 万円未満の場合には課税されません。ただし、免税点の判定は市区町村ごとに行うこと。また、免税点未満である場合も申告は必要となることにご注意下さい。

太陽光発電設備の申告について

家屋の屋根や土地などに設置された太陽光発電設備は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますので、申告書の提出が必要です。

【 償却資産として申告いただく資産の例 】

〇太陽光パネル、架台、送電設備、電力量計、パワーコンディショナーなど

【 申告書の記入方法 】以下の項目についてご記入ください。

〇償却資産申告書：取得価格、**設置地番（「15 市町村内における事業所等資産の所在地」の欄に必ずご記入ください）記入例：大字臼杵 72 番 1、72 番 2**

〇種類別明細書：資産の名称等、数量、取得年月、取得価格、耐用年数、増加事由

【申告対象外となる場合】

〇個人の住宅用として設置されたもので発電出力が 10kw 未満の太陽光発電設備

〇家屋に一体として設置された建材（パネルが屋根材になっているもの）の太陽光発電設備は、固定資産税の家屋として課税されます。

初めて申告いただく方で記入方法が分からない場合は、窓口での申請も可能です。

《ご持参いただくもの》

・同封の申告書、明細書
・設置場所、取得年月、取得価格のわかるもの（売買契約書、見積書、請求書など）
・申請者ご本人の確認ができるもの（マイナンバーカード、免許証、保険証など）

※再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けている場合（固定価格買取制度の認定を受けたものは対象外）は、課税標準の特例の適用を受けることができます。その場合、別途届出書の提出が必要ですのでお問合せください。

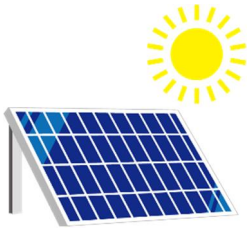

※太陽光発電設備を設置した土地の地目について
地目を雑種地として評価します（宅地に設置した場合を除く）。付近の宅地の評価額を基に評価額を算出するため、現況地目が山林、農地（田・畑）、原野だった場合、翌年度より税額が急激に上昇する場合がありますので、あらかじめご了承ください。